

公益財団法人高岡地域地場産業センター 伝統産業支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人高岡地域地場産業センター（以下「財団」という。）は、高岡地域の地場産業の中でも、とりわけ技術保存が求められている伝統的工芸品産業の技術保存及び普及活動に寄与するため、地域内の伝統的工芸品産業関連団体等（以下「民間団体等」という。）が行う伝統産業の振興に寄与する事業に対し予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付申請等)

第2条 助成金の交付を受けようとする者は、財団が別に定める受付期間内に、伝統産業支援事業助成金交付審査申請書（様式第1号）を財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 理事長は特に必要があると認めるときは、前項の申請書の提出時期を変更することができる。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付対象事業は、原則として民間団体等が主体となって行う事業のうち、次の各号の基準に適合する事業とする。

- (1) 申請する民間団体等が常時10名以上の構成員を有すること。
- (2) 当該民間団体等の恒常的な活動資金への充当、活動の拡充、新規団体の設立資金、商品開発行為等、申請内容において地域住民等広く一般の参加が見られず、当該民間団体等のみを利すると判断される事業に関しては、これを対象外とする。
- (3) 構成員個人もしくは団体の作品発表等に限られた恣意的な活動を目途とせず、広く一般に応募もしくは鑑賞等の参加機会を与え、伝統産業の普及、後継者育成、情報提供等、当該産業のために寄与すると考えられる事業であること。
- (4) 助成を行うことにより、事業の拡大、充実が期待できると考えられる事業であること。
- (5) 当該事業の事業費が、50万円以上であること。
- (6) 原則として、受講料、入場料及び原材料費等、何らかの受益者負担収入によって事業経費の1/2以上を賄うことができる事業に対しては、これを対象外とする。
- (7) 一事業者が、二つ以上の事業に対して助成を申請している場合は、原則として一事業のみを対象とする。

(助成額)

第4条 助成額は、原則として事業費のうち次項に定める助成対象除外経費を除いた額（以下、「対象外経費」という。）の1/5以内（ただし、特別の事情がある場合は1/3以内）とする。

2 対象外経費とは、次の各号に定める経費をいう。

- (1) 準備期間及び事業実施期間において主催者の飲食に対し支払われる経費
 - (2) 体験教室等の事業において、受益者本人が負担することが妥当と判断される経費、及び受益者の負担に対し、過度の補助もしくは減免を実施するために必要とされる経費
- 3 1件あたりの助成額は50万円を超えない範囲とし、事業内容、他事業とのバランス等を総合的に勘案のうえ決定するものとする。

(助成の決定及び通知)

- 第5条 理事長は、第2条により申請のあった事業を理事会に諮り、審査・選考し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
- 2 理事長は、前項により助成を決定した場合、採否の結果及び助成金額を、助成金額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

- 第6条 第5条第2項により助成金交付の内定を受けた民間団体等(以下、「補助事業者」という。)は、事業内容が確定次第、伝統産業支援事業助成金交付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項により申請を受理した場合、前条第1項による審査内容と申請内容を照らし合わせ、内容に隔たりがない場合、助成金交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に助成内容を通知するものとする。

(実績報告及び助成金の交付)

- 第7条 助成金の交付にあたっては、助成事業が完了した日から起算して30日以内もしくは当該事業年度の3月15日のいずれか先となる日までに、事業実績報告書(様式第5号)及び助成金交付請求書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項に規定する報告書及び請求書を受領ののち、交付決定の内容に相反する事項がない場合には、受領の日から起算して30日以内若しくは事業年度の終了日までのいずれか先となる日までに助成金の交付を行う。

(補助事業者の義務)

- 第8条 補助事業者は、理事長から要請があった場合には、助成事業の共催、後援に財団を加える等、当該事業が財団の助成事業であることを明示するものとする。
- 2 補助事業者は、助成事業を中止若しくは廃止する場合又は事業内容等に重大な変更が生じた場合は、補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)により、事前にその承認を受けなければならない。ただし、変更が軽微なものについては、これを省略することができるものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助事業者は、助成金交付申請を取り下げようとするときは、助成金の交付決定通知を受けた日から起算して30日以内にしなければならない。

(交付の取消し等)

第10条 理事長は次の各号のいずれかに該当する場合、助成金交付決定を取り消し、または既交付助成金の一部を減額することができるものとする。

- (1) 補助事業者が事業を中止又は廃止した場合
- (2) 補助事業者が予定の期間内に事業を実行できない場合
- (3) 申請書の内容と事実が著しく相違した場合
- (4) 活動中に違法行為があった場合
- (5) 補助事業者が事業実績報告書の提出を怠った場合

附則

- 1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

公益財団法人高岡地域地場産業センター
理事長 あて

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

(年度)伝統産業支援事業助成金交付審査申請書

(年度)伝統産業支援事業助成金の交付を受けたいので、公益財団法人高岡地域地場産業センター伝統産業支援事業助成金交付要綱第2条に基づき、次のとおり審査を申請します。

1 助成対象事業の名称

2 助成対象事業の目的及び内容

3 助成対象事業の開催年月日(予定)

年 月 日～ 年 月 日

4 交付申請額 金 円

5 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

(様式第2号)

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

(年度) 伝統産業支援事業助成金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった(年度) について
は、公益財団法人高岡地域地場産業センター地場産業支援事業助成金交付要綱第5条の規定
により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人高岡地域地場産業センター
理事長名 印

1 助成金の額 金 円

2 助成対象事業等の目的及び内容

3 助成金の交付の条件

(様式第3号)

年 月 日

公益財団法人高岡地域地場産業センター
理事長 へ

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

(年度)伝統産業支援事業助成金交付申請書

(年度)伝統産業支援事業助成金の交付を受けたいので、公益財団法人高岡地域地場産業センター伝統産業支援事業助成金交付要綱第6条に基づき、次のとおり申請します。

1 助成対象事業の名称

2 助成対象事業の目的及び内容

3 助成対象事業の開催年月日(予定)

年 月 日～ 年 月 日

4 交付申請額 金 円

5 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

なお、財団の名義後援・共催等が必要な場合には、別途申請すること。

(様式第4号)

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

(年度) 伝統産業支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった(年度) について
は、公益財団法人高岡地域地場産業センター地場産業支援事業助成金交付要綱第6条の規定
により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人高岡地域地場産業センター
理事長名 印

1 助成金の額 金 円

2 助成対象事業等の目的及び内容

3 助成金の交付の条件

(様式第5号)

年 月 日

公益財団法人高岡地域地場産業センター
理事長 あて

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

(年度) 伝統産業支援事業助成金事業実績報告書

年 月 日付け高地産第 号で交付決定を受けた 年度
伝統産業支援事業助成金交付事業が完了しましたので、公益財団法人高岡地域地
場産業センター伝統産業支援事業助成金交付要綱第7条に基づき、次のとおり報告し
ます。

1 助成対象事業の名称

2 助成対象事業の目的及び内容

3 助成対象事業の開催年月日 年 月 日～ 年 月 日

4 参加人数 人

5 交付申請額 金 円

6 添付書類

(1) 収支決算書

(2) その他

(様式第6号)

年 月 日

公益財団法人高岡地域地場産業センター
理事長 あて

補助事業者 住所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

(年度) 伝統産業支援事業助成金交付請求

年 月 日付け高地産第 号で交付決定を受けた 年度
伝統産業支援事業助成金交付事業が完了しましたので、公益財団法人高岡地域地
場産業センター伝統産業支援事業助成金交付要綱第7条に基づき、次のとおり請求し
ます。

1 助成対象事業の名称

2 助成対象事業の開催年月日 年 月 日～ 年 月 日

3 交付請求額 金 円

(様式第7号)

年 月 日

公益財団法人高岡地域地場産業センター
理事長 あて

補助事業者 住所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け高地産第 号で交付決定のあった(年度)

について、次のとおり補助事業等を変更(中止・廃止)したいので、公益財団法人高岡地域地場産業センター伝統産業支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、申請します。

1 助成対象事業の名称

2 変更の内容

3 変更(中止・廃止)の理由

4 変更(中止・廃止)予定年月日 年 月 日

5 添付書類